

平成 26 年 7 月 18 日
福祉部福祉施策調整担当課

地域包括支援センター業務の委託仕様書（概要）

高齢者が住み慣れた地域で安心して生活が継続できるよう、地域包括ケアシステムの構築を一層進めていく必要がある。

地域包括支援センター（以下「センター」という。）は、地域包括ケアシステム構築のための中核的な機関として、その役割を果たすため、複合的に機能強化を図ることが求められている。こうしたニーズに応えるため、複数の多様な専門職員を継続的・安定的に確保し、効果的に業務を行う執行体制の整備が必要である。

地域の社会資源である社会福祉法人等については、これまでセンター支所の運営を通じて実績を積み重ねてその対応力の向上が図られており、今後行政と共に地域包括ケアシステムの推進役を十分担い得る資質を有している。

そこで、地域包括支援センター運営協議会の議を経て、光が丘、石神井、大泉の各センター（本所）の業務を民間事業者へ委託する。

記

1 委託内容

介護保険法等の法律により、委託できる規定があるものについて委託する。
業務に履行に当たり、政省令等の基準を順守する。

- (1) 総合相談支援事業（決定事務、介護保険認定調査事務の一部を除く。）
- (2) 権利擁護事業（行政専管事項等を除く。）
- (3) 包括的・継続的ケアマネジメント支援事業
- (4) 在宅医療・介護連携施策の推進事業（新規）
- (5) 認知症施策の推進事業（新規）
- (6) 介護予防支援事業（新規）
- (7) 地域包括支援ネットワークの構築
- (8) その他、上記に付随する業務

2 委託期間

- (1) 準備委託期間：平成 27 年 2 月 1 日～3 月末日
- (2) 本委託期間：平成 27 年 4 月 1 日～平成 28 年 3 月末日

※成績が良好な場合、4 回まで更新できる（最長 5 年間）。

3 準備委託期間中の主な準備事項

- (1) 事業計画やマニュアルの策定、業務の引継ぎ、職員研修等の配置準備等
- (2) 民生委員、介護サービス事業者等への挨拶によるネットワークの引継ぎ等
- (3) 継続的に見守りを行っている高齢者への挨拶による引継ぎ等
- (4) パソコン設置等の執務環境の準備、個人情報保護規定の作成等の管理上の準備

4 委託事業者の選定方法等

- (1) 受託事業者は、プロポーザル方式により選定する。
- (2) 一事業者につき、1か所とする。
- (3) 所管区域等については、プロポーザルを踏まえ、協議により決定する。

5 運営体制等

(1) 事業方針および評価

ア 委託に当たり、区は、包括的支援事業の実施に関する方針等を示す。

イ 適切、公正かつ中立なセンターの運営が確保されるよう、地域包括支援センター運営協議会は事業内容等を評価する。

(2) 運営体制

ア 練馬地域包括支援センターは、基幹型のセンターとして直営で運営し、圏域内における本所機能を果たすほか、全てのセンターの運営に係る総合調整、助言・指導および委託管理を行う。

イ 光が丘、石神井、大泉各総合福祉事務所の高齢者支援係は、権利擁護事業における行政専管事項等を行うほか、受託事業者の業務を支援する。

(3) 人員体制

ア 主任介護支援専門員を2名以上配置する。

イ 社会福祉士等と保健師等は、1年以上の経験者を各1名以上配置する。

ウ 医療・介護連携推進員兼認知症地域支援推進員を1名以上配置する。

エ 生活支援コーディネーターを1名以上配置する。

(平成27年度は練馬地域包括支援センターのみの予定)

6 今後の予定

平成26年10月 委託事業者の募集

11月 委託事業者の選定

平成27年2月 準備委託開始

2～3月 地域包括支援センター等の廃止・設置の届出等

4月 委託開始